

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火)午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 合志市役所 合志庁舎2階大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	6番	松野	克紀
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員(2人)

委員	3番	工藤	信夫
〃	10番	嶋田	昭一

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 定刻になりましたので始めさせていただきます。まず、あいさつから始めます。恐れ入りますがご起立方お願いします。

こんにちは。

ご着席ください。ただいまから、令和2年8月の農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、福嶋会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さんこんにちは。暑い中での農作業、本当におつかれさまです。サイロ詰めの方も本当に急ピッチに進んでいて、もう少しで終わるのかなあと思いながら眺めているところです。きょう、今朝新聞を見ていましたら、農業新聞で、JAの職員の方が八代とか球磨地方のほうに、ハウスの土砂の撤去作業に行かれている写真が載っておりましたけれども、本当に多くの農業者の皆さんの中からも、被災地に向けていろいろ努力をされて頑張ってお手伝いに行かれている方もいらっしゃると思います。本当に暑い中で、敬意を表したいと思いますし、また、合志市の職員の皆さん方も被災地のごみ収集であるとか、集積所あたりでのお手伝いなどもされていると伺っております。本当に暑い中での作業、ご苦労さまです。

先日、事務局に行きましたら、農業会議から被災地への義援金の募集のお知らせが来ておりましたので、また皆様方にも後ほどお力添えいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議のほうも最後までよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、嶋田委員、工藤委員から欠席の連絡が入っています。14名中12名の出席となっており、合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております過半数の委員がおそろいでございます。本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願い申し上げます。特に何かご質疑や質問がある場合は、挙手により発言するようお願いいたします。

それでは、3番の議事に入ります。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、7番、吉岡委員、8番、平野委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

- 議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、6番の松野委員、9番の峯委員、11番の荒木委員、推進委員の上野推進委員にお願いいたします。適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転及び使用貸借権設定につきまして上程いたします。
所有権移転、番号1について事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年8月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。
番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、祖父から孫への贈与でございます。
続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。
図面中央斜線部分が申請地です。国道387号線の西側の農地です。
次に2ページ、3ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。
次に4ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。
第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しません。
第3号の信託要件は、信託ではないので該当しません。
第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。
第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。
第7号の地域との調和要件は、畑としていちご・大豆・秋蕎麦を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。
以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。
よろしく申し上げます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。
事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 11番（荒木安孝君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。
7月31日、宮田推進委員と事務局で現地調査を行いました。譲受人は、引き続き

大豆と果樹、いちごを生産される予定ということです。特に問題はないと思います。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん
方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、ご意見がないようでございますので、採決
を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承
認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、
原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番
号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっ
ています。申請の理由は、規模拡大でございます。こちらの農地については、父子
間での農地の貸借です。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道住吉熊本線西側の農地です。

次に6・7ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機
械の写真です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面か
らみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが、借人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当し
ません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しませ
ん。

第7号の地域との調和要件は、引き続きほうれん草を作付けする予定であり、周
辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の上野推進委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員（上野裕房君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

7月31日に嶋田委員、事務局と現地調査をいたしました。借人は引き続きほうれん草を作付けされる予定ということです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年8月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は通路への転用です。

議案書別紙の9ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地です。セブンイレブン合志黒石原店の東側、ひかりの丘保育園の北東側に位置する農地です。

次の10ページが申請地の現況です。

写真のとおり、現地はすでに砂利敷きしてあり農地としての利用はなされておらず、違反転用の状態となっております。申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことが無いよう厳重に注意を行なったところでございます。始末書

によりますと、以前は夫婦で畜産業を営んでおり、昭和48年より申請者宅及び牛舎への通路として使用していたとのことです。手続きが必要であることを知らず無断転用をしてしまい、反省していますとのことです。

次の11ページが配置図です。

申請者は個人で、現況と同様に通路として使用するとのことです。

次の12ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の13ページにお示ししておりますとおり、申請地の全面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるサトゥデンタルクリニック及び公益的施設であるひかりの丘保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、3の遅滞なく供することの妥当性については、違反転用で既に砂利敷きしてあり、現状のまま通路として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、通路の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、松野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（松野克紀君） それでは、現地調査について報告します。

令和2年7月31日の午後、私と山崎推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が自宅への通路として転用するものでございます。追認案件ではありますが、申請地は第3種農地であり、やむを得ないと思ひます。

よろしくご審議のほうをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はないでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承

認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案です。農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1について、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年8月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の15ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、ルーロ合志及び御代志市民センターの南西側に位置する農地です。

次の16ページが申請地の現況です。

次の17ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、平屋建て住宅1棟を整備する計画です。

18ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の19ページでお示ししておりますとおり、おおむね300m以内に市役所支所であります御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所支所が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書及び残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年9月1日から事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する宅地18.93㎡を含めた総事業面積403.93㎡の計画で問題ないものと思われまます。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に7月10日付で提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年7月31日の午前、私と高司推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきまして、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地転用を行うのでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題がないかと思えます。

よろしくご審議の方をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） それではご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側、ルーロ合志及び御代志市民センターの東側に位置する農地です。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、2階建住宅1棟を整備する計画です。

なお、こちらの申請地については、平成29年5月に個人住宅として農地転用許可申請及び開発許可申請があり、翌月に農地転用許可と開発許可がおりていますが、当時の譲受人、今回の譲渡人が土地の所有権取得までされたものの資金面での都合がつかず、住宅新築に着手できなかったため地目変更ができず、今回再度農地転用許可申請にいたりました。なお、都市計画法の関係につきましては、今回の住宅新築にあたって改めての開発許可申請は必要ないとのことでした。

24ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地の全面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に市役所支所である御代志市民センター及び医療施設である森本整形外科医院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年9月1日から事業に着手し、令和2年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可が平成29年6月27日におりていることを確認しております。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済みであり、既に同意が得られていることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年7月31日の午前、私と高司推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行

い、申請者代理より申請内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画の集落内開発区域の第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

平野委員さん。

○8番（平野昭代君） すみません、今回また新たに農地転用許可申請を出しなおすということなんですけれども、こういった場合、取り消されていない旨の証明とかを発行してという形では申請できないのでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からお願いいたします。

○事務局 今家を建てる方が、現在の土地の所有者の方がそのまま家を建てられるのであれば、許可が取り消されていない証明というのをお出しして、家ができたあとにその証明書を添付して地目変更登記されれば問題ないんですけれども、前回許可を得た方ではない、また別の方にその農地を売りますということになりますと、許可が取り消されていない証明では、それはあとの法務局の話が通っていかないのではないかと思います。前回の申請というのは、あくまでも現在の地主さんの転用計画であって、その計画とは全く別の人が今回全く別の計画をされているので、こういう場合は一から転用許可が必要になると。そうじゃないとあとあとの法務局での手続きも通っていかないだろうなというふうに思っております。

○議長（福嶋求仁子君） 平野委員さん、よろしいでしょうか。

そのほかにご質問はございませんか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間による農地の使用貸借です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

次の29ページが配置図です。申請者は個人で、集落内開発区域内である当該申請地を借り受け、平屋建て住宅1棟を整備する計画です。

30ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の31ページでお示ししておりますとおり、約7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年8月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に7月31日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年7月31日の午前、私と高司推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしく審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者にあたります2番、吉川委員さんは、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします。5ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、下記のとおり取りまとめたので承認を求める。令和2年8月11日提出、合志市農業委員長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり。

次の6ページをお開きください。

令和2年第8回の農用地利用集積計画総括表につきまして、左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定、存続期間10年の田が9,050㎡、畑は17,648㎡でしたので合計26,698㎡でございます。5年の田が19,175㎡、畑は31,778㎡でしたので合計50,953㎡ございます。

今回の田の小計は28,225㎡、畑の小計は49,426㎡でしたので合計77,651㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたしま

す。

田の小計は181,399㎡、畑の小計は436,428㎡で合計617,828㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の所有権移転は、ございませんでした。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,812㎡、畑の小計は42,091㎡で合計45,903㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から10ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、10ページ下段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、4件、27,571㎡でございます。

内契約予定件数は、2件、8,884㎡でございます。

内契約が無い件数、2件、18,687㎡でございます。

なお、こちらの内契約が無い農地については地主さんで適正に管理されるということです。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったですか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第4号議案の審議が終わりましたので、退席中の吉川委員さんは着席されますようご案内いたします。

それでは、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書11ページをお開き願います。

第5号議案、農地のあっせん委員指名について、下記のとおり指名する。令和2年8月11日提出、合志市農業委員会長、福嶋求仁子、記

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりで、申し出内容は売買です。

続けて申請地の場所ですが、12ページ、13ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、西合志カントリーエレベーターの北東側の4筆及び合生文化会館付近の2筆の計6筆の農地です。

農地の現況につきましては、14ページのとおりです。

あっせん申出の理由としましては、地主さんにご高齢で、ご自身が元気なうちに農地を全て処分したいためとのこととです。

あっせん委員についてですが、申請地域の担当委員であります工藤委員、鍬本推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますが、よろしく願いいたします。

それでは、職務代理と交代いたします。

-----○-----

（4）報告

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明します。15ページをお開き願います。

第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用について、下記のとおり届出があったので報告する。令和2年8月11日、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては議案書に記載しておりますとおり、1件となっております。

続けて、場所についてご説明いたします。16ページをお開きください。

図面中央の太枠斜線分が農地法第4条第1項第8号の届出地です。南ヶ丘小学校の北側の住宅地に囲まれた場所に位置しており、貸駐車場への転用です。議案書

の写真のとおり、現地は砂利敷きされており、既に駐車場として利用されている状況でした。農地法の手続きを経ずして30年以上前から駐車場として継続して利用してきたということで、始末書付きで届出を行ってもらったところです。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご質問もご意見もないようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に一括して説明をお願いします。

○事務局 それでは説明します。17ページをお開き願います。

第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用について、下記のとおり届出があったので報告する。令和2年8月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書に記載しておりますとおり、所有権移転3件と次の18ページの使用貸借権設定1件の合計4件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。19ページをお開きください。

図面中央の太枠斜線分部の3筆が所有権移転番号1の届出地です。須屋市民センターの南西側、熊本電鉄須屋駅の南側に位置する農地で、貸駐車場への転用です。

次の20ページが所有権移転番号2の届出地です。熊本電鉄新須屋駅の南側に位置する農地で個人住宅への転用です。

次の21ページが所有権移転番号3の届出地です。須屋市民センターの北側、西合志南小学校の東側に位置しており、譲受人が自宅に隣接する当該届出地を取得し、住宅敷地の拡張を行うものです。

次の22ページが使用貸借権設定番号1の届出地です。熊本電鉄新須屋駅の北東側に位置する農地で、個人住宅への転用です。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の方から何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者(大藪真裕美君) ご質問もご意見もないようでございますので、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうは終わりましたので、会長に代わります。

-----○-----

(5) 閉会

○議長(福嶋求仁子君) それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年8月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時20分